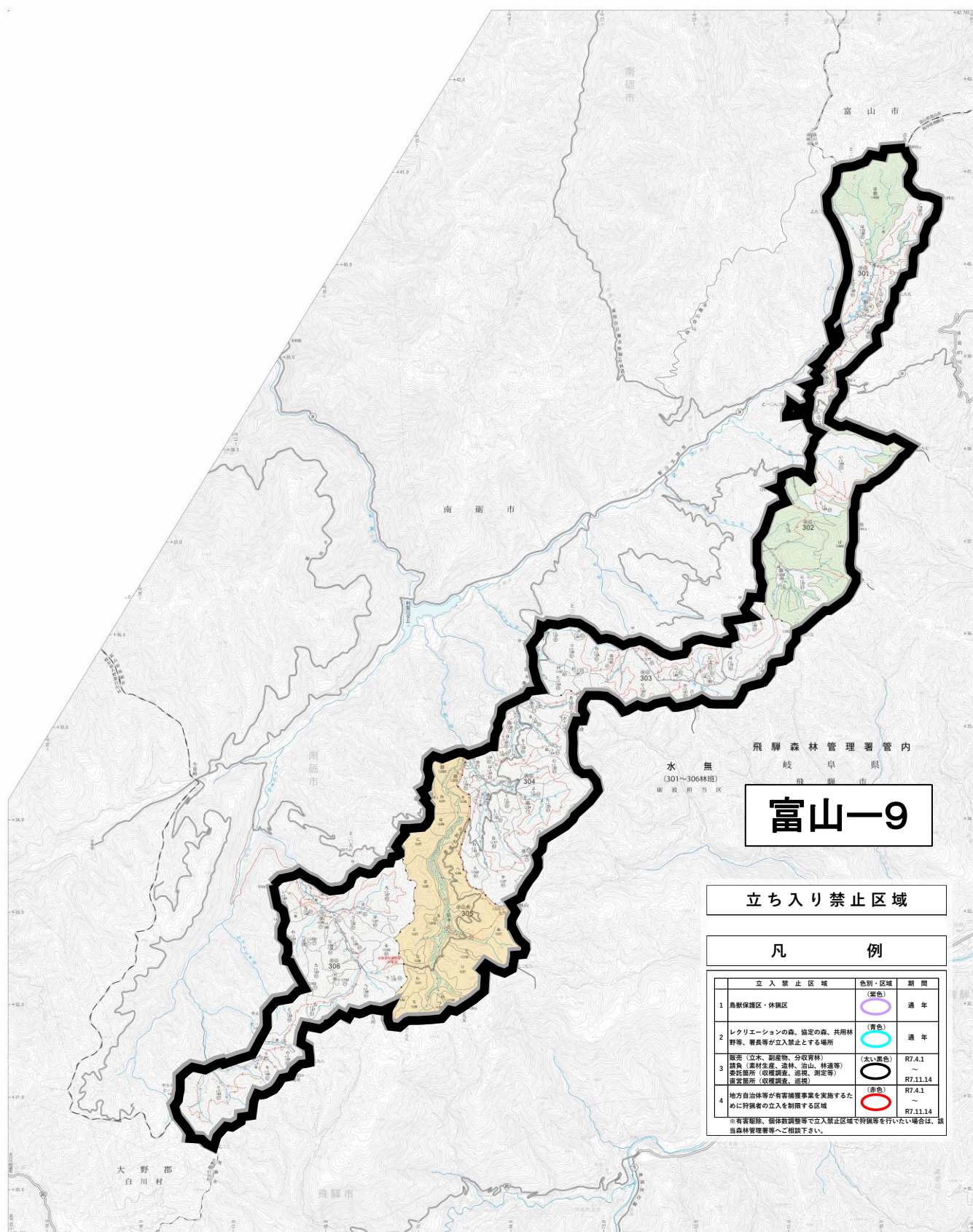




富山一9

立ち入り禁止区域

凡 例

	立 入 禁 止 区 域	色別・区 域	期 間
1	鳥獣保護区・休猟区	(紫色)	通 年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林 野等、署長等が立入禁止とする場所	(青色)	通 年
3	販売（立木、副産物、分取育林） 譲渡（産付産物、造林、治山、林道等） 委託箇所（收穫調査、施肥、測定等） 調査箇所（收穫調査、施肥）	(太い黒色)	R7.4.1 ～ R7.11.14
4	地方自治体等が有害捕獲事業を実施するた めに狩猟者の立入を制限する区域	(赤色)	R7.4.1 ～ R7.11.14

※有害駆除、個体数調査等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該
当森林管理署等へご相談下さい。